令和2年4月24日

保護者　様

尼崎市　障害福祉政策担当課長

医療的ケアを必要とする児童のご家庭への手指消毒用エタノール配付について

　尼崎市では、医療的ケアを必要とする児童のご家庭に、新型コロナウイルスの感染防止のための手指消毒用エタノール（消毒剤）を配付します。

　前回に続き、酸素吸入をしている児童等のご家庭に配付します。

　１　今回の配付の対象世帯（66世帯）

1. 酸素吸入をしている児童のご家庭
2. 経管栄養（鼻・胃ろう含む）等のケアをしている児童のご家庭

　２　配付量

　　　1世帯あたり 750mlもしくは1000ml

　　　※対象者によって商品が違う場合があります。

　３　配付方法

　　　市から郵送または業者から直接配送（4月22日以降に発送予定）

　４　その他

* 今回の手指消毒用エタノールは、国が優先確保したものです。
* 関係部署等からの情報をもとに現在、本市で把握している対象者に配付

しますが、酸素吸入をしている、もしくは経管栄養（鼻・胃ろう含む）等のケアをしている児童のご家庭で、商品が届かない場合は、お手数ですが障害福祉政策担当課までご連絡ください。

以　上

障害福祉政策担当課（担当：石川・佐々江）

[ama-syougai-kikaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-syougai-kikaku@city.amagasaki.hyogo.jp)

TEL：06-6489-6577 　FAX：06-6489-6351